



令和4年度政府予算に対する本会の要望事項

- 公務扶助料等の改善について
 

公務扶助料等は、他の公的年金とは性格を異にするもので、あくまでも国家補償の基本理念に基づき改善されたい。

また、特例扶助料等の支給率拡大についても、より一層の配慮をお願いしたい。
- 戦没者遺児による慰霊友好親善事業の充実について
 

国の慰霊事業であることに立ち返り、参加者の高齢化を考慮し、事業制度の見直しなど、次の事項について特段の配慮をお願いしたい。

  - (1)参加者遺族の高齢化に伴い、付き添い者(配偶者、孫、ひ孫、甥、姪)の旅費を補助願いたい。
  - (2)看護師の同行経費分を増額願いたい。
  - (3)参加者の海外での病気や怪我等に備え、団体海外旅行保険料を補助願いたい。
  - (4)新型コロナウイルスの世界的蔓延により、海外の旧戦域へ赴くことが困難であると予想されるため、特例として日本国内の慰霊(沖縄、硫黄島)も検討願いたい。
  - (5)参加者の増加を促進し、さらに事業の意義を広く一般に周知するための広報費を増額願いたい。
- 戦没者の遺骨収集事業の拡充強化について
 

戦没者の遺骨収集事業については、戦没者遺族の心情を十分考慮され、一柱でも多く、一日も早くご遺骨が収集されるよう、次の事項について特段の配慮をお願いしたい。

  - (1)国の責務を明確にした「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、厚生労働省を中心に外務省、防衛省も協力し、遺骨収集事業に取り組んでいただきたい。
  - (2)人種の推定、身元特定のためのDNA分析の迅速化を図るなど、鑑定体制を強化していただきたい。
  - また、検体遺骨のデータベース化をより一層図り、南方地域で収容したご遺骨を遺族へ伝達される様、推進されたい。
  - (3)遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を、地域を限定せず実施することについて周知徹底されたい。
  - (4)検体結果を待つ現地の収容済遺骨の保管については、日本大使館を利用するなど適切な処置をされたい。
  - (5)在外公館に遺骨収集事業を専門とする職員を配置していただきたい。
  - (6)ロシア等における抑留中死亡者遺骨収容後の集団埋葬地の維持管理についても適切な配慮をされたい。
  - (7)社会人、学生等が参加した際、ボランティア休暇の適用や卒業単位の特修支援を図られたい。
- 全国戦没者追悼式への国費参列者の増員並びに旅費算定の見直しについて
 

全国戦没者追悼式関係については、参列者の高齢化に鑑み、次の事項について特段の配慮をお願いしたい。

  - (1)遺族の高齢化を考慮し、国費参列者を増員していただきたい。
  - (2)式典の意義を広く周知させるため、児童・生徒をはじめ若い世代の参列を促されたい。
  - (3)国費参列者に対する旅費は、国の旅費法に基づき算定されているが、実際の行程は算定基礎となる行程と相違があり、国費のみでの参列は困難であり、参列遺族が負担している。この現状を踏まえ、実費経費が支給されるよう改正されたい。
  - (4)新型コロナウイルス感染予防に係る国費参加者の旅費等の増額分(宿泊費や借上げバス代)については、実費が支給されるようお願いしたい。
- 海外慰霊碑の維持管理及び移設事業の推進について
 

海外の各戦域に建立された慰霊碑については、次の事項について、特段の配慮をお願いしたい。

  - (1)樺太・千島慰霊碑維持管理事業については、事業費の増額を図られたい。
  - (2)海外民間建立慰霊碑移設等事業については、建立から長期間が経過し、維持管理が困難な慰霊碑の移設等を、国として引き続き推進願いたい。
  - (3)国を代表する内閣総理大臣をはじめ各閣僚は、海外への出張に際し、訪問国並びに日本政府建立の戦没者慰霊追悼施設に引き続き参拝願いたい。
- 国内における民間建立戦没者慰霊碑の維持管理等への支援について
 

国内における民間建立戦没者慰霊碑は、関係者の高齢化等により維持管理が困難になっていることに鑑み、次の事項について特段の配慮をお願いしたい。

  - (1)全国で1万6千基以上ある民間団体などが建立した慰霊碑については、高齢化で管理が困難になっている。ついては、移設等を行う際には補助金を増額し、支援体制を強化願いたい。
  - (2)今後すべての慰霊碑の維持管理が困難となるため、実態を調査する事業を再開願いたい。
  - (3)各市町村における慰霊碑については、管理者の高齢化で管理が困難であるため、国や自治体は、慰霊碑の安全面の確保に努め、積極的に民間建立慰霊碑の維持管理に関与するよう、あらゆる方途を講じて管理願いたい。
- 海外等に散逸する戦没者遺品の返還等の推進について
 

海外等に散逸する戦没者の遺品の返還に関する事業等については、次の事項について特段の配慮をお願いしたい。

  - (1)戦没者の遺留品の返還に伴う調査事業は、平成30年度から本会が委託を受け実施しているが、今後とも遺品の返還等がスムーズに遂行できるよう、引き続き国、地方自治体の全面的な支援をお願いしたい。
  - (2)国内のネットオークションで戦没者の遺品(寄せ書きされた国旗、日記帳、手帳、写真、千人針など)が売買されることは、戦没者遺族にとって耐え難いことである。直ちに売買を中止させるよう特段の配慮をお願いしたい。
  - (3)引取り手のない遺品については、国での保存等が可能となるよう施設の整備を図られたい。
- 先の大戦に係る戦没者遺族等の記憶及び教訓継承事業の新設について
 

参議院厚生労働委員会の「戦没者等の遺族に対する特別用意金支給法の一部を改正する法律案」(平成27年3月31日)に対する付帯決議には、「先の大戦の記憶が風化しつつある現状に鑑み、当時の記憶及び教訓を次世代に継承していくため、啓発及び広報等の取組の更なる強化を図ること」としている。ついては、平和の尊さを次世代に継承し、世界の恒久平和への願いを発信する事業の新設を検討願いたい。

改善項目(法律改正等をお願いしたい事項)

- 特別給付金関係
 

戦没者等の妻に対する特別給付金は昭和38年分より受給し、その償還が終了した時点において継続された特別給付金を請求することとなっているが、法律改正で受給した遺族については、高齢化を考慮して、以前の分と併給されるよう措置されたい。
- 特別弔慰金関係
  - (1)公務扶助料等受給者が失権した場合、速やかに特別弔慰金が支給されるなど制度を改正されたい。
  - (2)戦没者と一年以上の生計関係を有した三親等内親族の受給要件を緩和されたい。(生計関係を請求要件としない——孫、ひ孫等)
  - (3)特別弔慰金の請求手続きを簡素化するとともに、裁定事務を促進されたい。

また、委員会に出席した加藤勝信内閣官房長官は、遺骨収集事業について「心ならずとも戦場に倒れた多くの方々の尊い犠牲のうえで我が国の現在の平和と繁栄があるというところに思いをいたしながら、一柱でも多くのご遺骨を一日でも早くご遺族のもとにお返ししたいという思いで、遺骨収集の着実な推進に向けて、できる努力をしていきたい」と述べた。

千鳥ヶ淵墓苑拝礼式

昨年到现在中止される

毎年5月に千鳥ヶ淵戦没者墓苑で、皇族や遺族が参列して実施されている、厚生労働省主催の拝礼式が、去年に続いて中止されることになった。千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、先の大戦で戦没した軍人及び一般邦人の遺骨で、氏名の判別ができない遺骨約37万柱が納められている「無名戦没者の墓」である。

厚生労働省は、5月12日、「令和3年度千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式」の中止を発表した。

毎年拝礼式が開催された際には、遺骨収集事業で収容した戦没者の遺骨のうち、氏名が判明せずの遺骨に引き渡すことができない遺骨を墓苑に納骨しているが、今回の式典で納骨を予定していた遺骨274柱(硫黄島39柱、旧ソ連235柱)は、厚生労働省職員により、丁寧に引渡し出来ないものを、どのように取り扱い

管理するかは政府として重大な問題であった。そのような中で、戦没者の「墓」建設の気運が高まり、各国の無名戦没者の墓に類する戦没者の「墓」建設の議論が進められた。

同28年10月、政府は「墓」建設に関して本会をはじめとする関係諸団体を意見聴取するなどして、同年12月、国が「墓」を建設することを閣議決定した。当初名称は「無名戦没者の墓」「無名戦

日本遺族会では、令和3年度戦没者遺骨収集事業への参加希望者の事前登録を行って、戦没者の遺児をはじめ孫、ひ孫、甥、姪等の青年部も

遺骨収集事業

参加者を募集

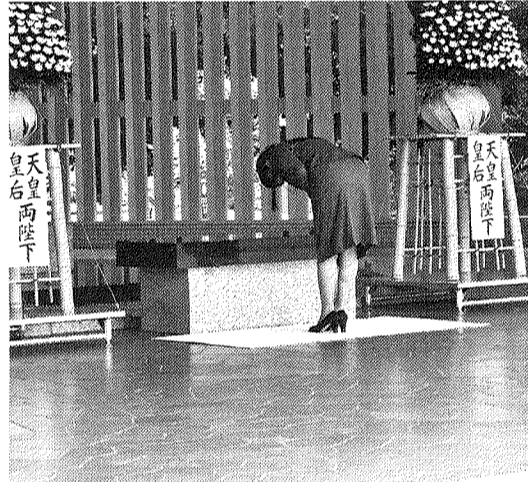
日本遺族会では、令和3年度戦没者遺骨収集事業への参加希望者の事前登録を行って、戦没者の遺児をはじめ孫、ひ孫、甥、姪等の青年部も

- ①ハバロフスク地方
- ②イルクーツク州
- ③カザフスタン
- ④硫黄島(国内について)
- ⑤硫黄島(国内について)
- ⑥硫黄島(国内について)
- ⑦硫黄島(国内について)
- ⑧硫黄島(国内について)
- ⑨硫黄島(国内について)
- ⑩硫黄島(国内について)

戦没者の遺骨収集事業の体制強化に関して、5月13日の参議院内閣委員会で、立憲民主党の塩村あやか参議院議員が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中断されている遺骨の身元判明のた

海外の遺骨収集の今後への対応、DNA鑑定の体制、海没遺骨の収集、DNA鑑定は、地域を限定せず令和3年10月を目途に受付を実施することとしており、日本遺族会の機関紙や地方自治体の広報誌へ掲載を依頼し、

また、委員会に出席した加藤勝信内閣官房長官は、遺骨収集事業について「心ならずとも戦場に倒れた多くの方々の尊い犠牲のうえで我が国の現在の平和と繁栄があるというところに思いをいたしながら、一柱でも多くのご遺骨を一日でも早くご遺族のもとにお返ししたいという思いで、遺骨収集の着実な推進に向けて、できる努力をしていきたい」と述べた。



深くご拝礼される眞子内親王殿下  
= 令和元年5月27日、千鳥ヶ淵戦没者墓苑で

「墓」建設の議論が進められた。同28年10月、政府は「墓」建設に関して本会をはじめとする関係諸団体を意見聴取するなどして、同年12月、国が「墓」を建設することを閣議決定した。当初名称は「無名戦没者の墓」「無名戦

渡航制限レベルがレベル1以下となること  
▼参加資格 ①原則年齢制限はなく、身体健康な者で、現地での収容作業等に従事できる者 ②各都道府県遺族会の会員である戦没者の遺児、孫、ひ孫、甥、姪で、身体健康な者 ③本会の協力団体関係者並びに、本会事業の推進に賛同いただける者  
※派遣者は、健康診断書並びに宣誓書の提出が義務となる。

遺骨収集について質疑  
参議院内閣委員会で  
戦没者の遺骨収集事業の体制強化に関して、5月13日の参議院内閣委員会で、立憲民主党の塩村あやか参議院議員が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中断されている遺骨の身元判明のた

また、委員会に出席した加藤勝信内閣官房長官は、遺骨収集事業について「心ならずとも戦場に倒れた多くの方々の尊い犠牲のうえで我が国の現在の平和と繁栄があるというところに思いをいたしながら、一柱でも多くのご遺骨を一日でも早くご遺族のもとにお返ししたいという思いで、遺骨収集の着実な推進に向けて、できる努力をしていきたい」と述べた。



バグーのカドウィンチャン小学校

### ミャンマー(旧ビルマ)小学校修繕募金のお願い

日本遺族会では、ミャンマー(旧ビルマ)に建設贈呈した小学校の修繕費用について寄附金を募っております。先の大戦で、18万の将兵が散華されたミャンマー(旧ビルマ)の子供たちのため、平成11年度より3年計画でヤンゴン、アキャブ、ペグー市内に三校の小学校を建設し、竣工贈呈をいたしました。

建設から二十数年が経過し、校舎等も老朽化が進んでいることから本会では、令和2年度事業計画で社会奉仕活動の推進として、この度小学校の修繕費用を募ることとなりました。関係ご遺族をはじめ、広くご遺族の皆様からのご支援とご協力賜りますよう、お願いいたします。

募金単位は、1口三千円から。

銀行名:三井住友銀行 神田支店 口座番号:当座預金1015126  
口座名:一般財団法人 日本遺族会=ザイ)ニホンイゾクカイ

募集要項は次の通り。  
▼時期及び地域 実施  
計画概要参照。

なお、実施計画概要で広域地域の※印については、フィリピン地域一次

はレイテ島東方沖、ソロモン諸島地域はガダルカナル島北西沖、マリアナ諸島地域はグアム・サイパン島西方沖、フィリピン地域二次はルソン島西方沖、台湾・パシフィック地域はパシフィック海峽で洋上慰霊または機上遙拝を予定。

▼参加費 10万円  
※東京等に集合し、結団式及び渡航に係る説明会を行う。なお、集合場所まで及び解散場所から

の交通機関はご自身の手に配になる。また、移動に係る国内交通費及び帰国時の宿泊代、渡航手続き手数料等は個人負担となる。

▼参加資格 戦没者の遺児。参加経験が一年を経過した方(令和元年度以前の参加者は複数回の応募ができる)。

▼申込方法 在住する各都道府県遺族会事務局へ。参加者の資格審査に当たり、申込書の記入項目

目全てに記入を要するの事情で変更、延期、中止となる場合がある。また、新型コロナウイルス感染症では、相手国の入国制限や行動制限の解除、日本帰国後の国内の行動制限の解除や外務省発出の渡航制限レベルがレベル1以下などの条件を満たした上で、実施の有無を各地域の締切日を

待って決定するので予めご了承ください。なお、参加者の高齢化に考慮し、看護師が同行する。

※同事業は、厚生労働省の一般公募入札において補助金交付団体が決定されるので、実施については、本会が交付団体に指定された場合に限る。

賛同者名(敬称略・カタカナ名は銀行振込、漢字名は現金書留等)  
ヒライヤスオ、イシイソウイチ(以上、5月1日から5月末日まで)

皆様からいただきました「ミャンマー小学校修繕募金」は校舎等の修繕費用に充てさせていただきます。誠にありがとうございました。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

## 好業 友事 慰親 霊善 遺児の参加者募集 洋上慰霊や機上遙拝を計画

日本遺族会が実施している、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者を募集している。この事業は、戦没者の遺児を対象にした事業で、今年度は事業実施30年が経過したことを踏まえ、記念事業として一部の地域において、船舶や小型飛行機を一日借り上げ、該当者を対象に洋上慰霊または機上遙拝を計画している。

## お父さんへ

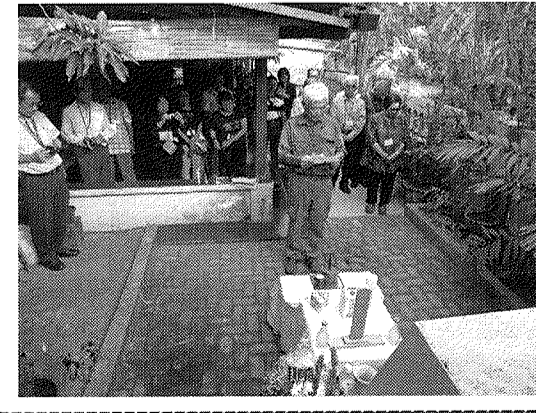
お父さん、呼ぶのは初めてで、何か気恥ずかしい気分です。弥三郎叔父や幹太郎じいさんからの話、それに飯塚警察署や戦地の写真でしかお会いしたことがないものだから。

私も73歳になりました、お父さんの倍は生きています。今回日本遺族会の応募で、お父さんが居たマカッサルにきました。日本から随分遠く離れたところまで来て、働いていたのですか。お国の為、家族の為、一生懸命、命を懸けて働いて来られたのを誇りに思い

にきています。その時はあまり気にも止めませんでした。最近はお袋の気持ちが分かる様になってきました。

私は、小さい頃から山家じいちゃんやアンちゃんに可愛がられ何と自由なく育てられ今日まで生きています。いま思えばそれもこれもみんなお父さんが守ってくれたのです。日本酒の月桂冠、ビール、たばこのピースをお持ちしています。どうぞお召上がりください。

8月30日 セレベス島マカッサルにて(平成26年度西部ニューギニア参加者、福岡県真鍋明氏追悼文より抜粋)



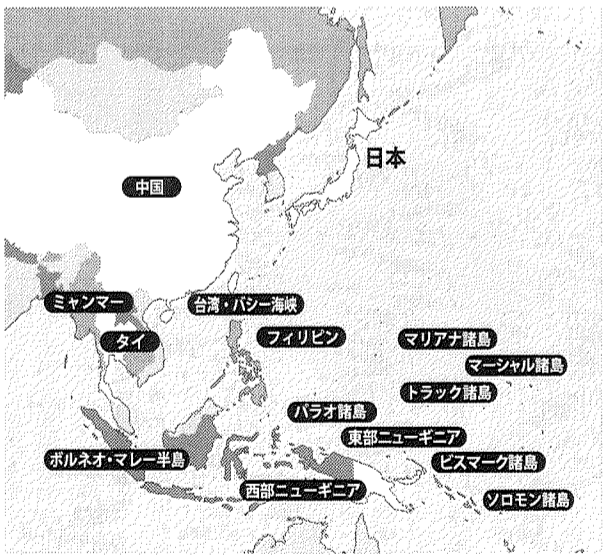
### 実施計画概要

実施地域	実施時期	募集人員	申込締切	感染症危険情報
1 西部ニューギニア	令和3年9月8日~9月17日	40人	7月5日	レベル3
2 ボルネオ・マレー半島	令和3年9月29日~10月8日	40人	7月26日	レベル3
3 東部ニューギニア	令和3年10月13日~10月20日	42人	8月10日	レベル2
4 ビスマルク諸島	令和3年10月13日~10月20日	40人	8月10日	レベル2
5 中国	令和3年10月26日~11月3日	80人	8月16日	レベル2
6 トラック諸島	令和3年11月6日~11月12日	15人	8月30日	レベル2
7 パラオ諸島	令和3年11月6日~11月12日	15人	8月30日	レベル2
8 ミャンマー・タイ	令和3年11月19日~11月27日	80人	9月10日	ミャンマー レベル3 タイ レベル3
9 ※フィリピン(1次)	令和3年12月14日~12月21日	120人	10月6日	レベル3
10 ※ソロモン諸島	令和4年1月10日~1月17日	20人	11月10日	レベル2
11 ※マリアナ諸島	令和4年2月9日~2月15日	40人	12月2日	レベル3
12 マーシャル諸島	令和4年3月5日~3月13日	20人	11月4日	レベル2
13 ※フィリピン(2次)	令和4年3月11日~3月18日	120人	1月7日	レベル3
14 ※台湾・パシフィック	令和4年3月23日~3月29日	40人	1月12日	レベル2

(特定地域)

1 東部ニューギニア	令和4年2月2日~2月9日	36人	11月25日	レベル2
2 西部ニューギニア	令和4年2月10日~2月19日	36人	12月3日	レベル3
3 ミャンマー	令和4年2月24日~3月4日	36人	12月20日	レベル3

※6月1日現在、外務省ホームページより。  
感染症危険情報:レベル2 不要不急の渡航は止めてください。  
レベル3 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)



本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

本紙でもお願いしているミャンマー小学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

# 昭和館で特別企画展

## 7月から9月にかけて開催

昭和館では、令和3年7月17日から9月5日までの51日間、特別企画展として「ポスターのちから」変化する役割と広がるデザイン」を開催する。この展覧会では、昭和館が所蔵するポスターコレクションの中から、デザインの遷移に着目してポスターを厳選し、昭和期におけるポスター制作と作り手であるデザイナーたちの活躍を紹介する。

東京都の九段下にある「イン」が開催される。0点所蔵されており、本展では3部構成になっており、「I 凶案家」の確立とポスター」では、美人画ポスターから、「凶案(デザイン)」という概念が普及した昭和初期のポスターが展示される。「II 戦争と国策ポスター」では、物資供出や戦費調達を促すために制作された国策ポスターが紹介される。日中戦争の勃発を契機に、国内宣伝が活発となり、デザイナーたちも国策宣伝に



### 遺書

陸軍上等兵 白井 治雄

昭和十九年五月十五日  
中国河南省信陽縣にて戦病死  
京都府京都市上京区榎木町出身 三十四歳

祖母殿 母上殿  
今回、晴れの御召を拝受致し男子としての名誉は勿論、一家の誉として勇躍、指定の地に出動します。  
今日までマルキイースト研究所に勤務致し、身体健全にて日夜愉快に自己の職務に邁進し得た事、終生の御厚恩の賜と厚く御礼申し上げます。何事も思ひ残す事なし、一家朗らかに無事御暮し下さるやう祈つて居ります。

晴子殿  
名譽の心召に依り喜び出立す。国家の干城として辱しからぬ働きを約して最後の言葉とす。  
武運の良否は天命なり。留守中は祖母・母上に充分仕へよ。之銃後の妻の最大の務めなり。聰一は、また物の判別は出来ねど将来は父の意志を体得させよ。

治雄

【令和三年六月靖国神社頭掲示】  
(原文のまま)  
愛しきものへ



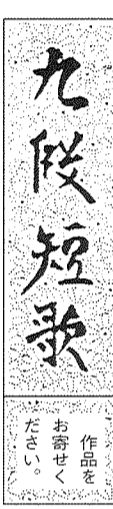
従事するようになった。「III 戦後復興期のポスター」では、日本の戦災復興を援助するための公衆広告と、徐々に統制が解除されるなかで復活した商業ポスターが紹介される。

最後には、昭和39年のオリンピック東京大会・東京パラリンピックの開

### OBONソサエティ

#### 戦没者等の遺留品返還事業

日本遺族会は、平成30年度から厚生労働省の委託を受けて「戦没者等の遺留品の返還に伴う調査一

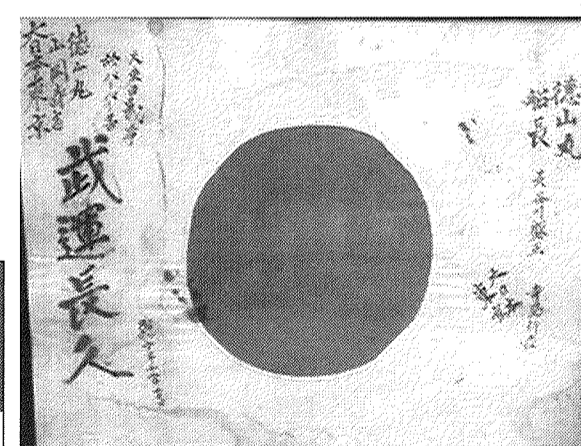


選者 安元 百合子

南海の果て紺碧の海深く島海に抱かれ父永久の眠りに  
つる草に大方埋もれ戦跡に錆びて擱座す戦車一両  
「ワカモト送れ」と書きし軍事郵便読みたる母の笑顔  
思ふも 千葉市 石橋 嘉子  
家のこと案する父の声きこゆ軍事郵便さする夕暮れ  
甲州市 数野 星子  
後一回父の戦死地ボルネオへ行かむとするもコロナが  
邪魔をす 小諸市 塩川 篤子  
記念館の遺品の声はどれもみな戦火に果てにしいのち  
の叫び 青森県 田中 恭子  
渥美線に乗るも久しき田原駅戦地へ発ちし義父は帰ら

身丈に合った幸せ生き抜いた「おしん」の心未だ忘れず 甲州市 三森 一雄  
父の背を見ることがもなく七十路を歩みて朝夕手を合わせお祈り 長浜市 雨森 貴子  
靖国の桜は満開青い空雲のまにまに父の笑顔が 南相馬市 柴田 征子

式一事業を実施しているが、令和3年度も本会への委託契約が決まり、アメリカのNPO法人OBONソサエティに業務の一部を再委託し、事業を推進している。  
OBONソサエティは、遺留品の返還を希望する海外の退役軍人及びその家族等からの問い合わせ窓口となり、返還希望者から日章旗等を取り寄せ、遺留品の持ち主の氏名、出身地等の情報を分析し、本会に通知している。  
OBONソサエティから調査依頼があった遺留品について、本会は持ち主の本籍地、戦没年月日、戦没場所等を調査し、都道府県遺族会、市区町村遺族会等の協力を得て、持ち主の家族等の所在を特定しており、事業開始



寄せ書きされている日章旗

から200件以上の遺留品を返還している。また、ここ一年の間に、本会ホームページ、フェイスブック等で遺留品の返還活動を知り、直接遺留品返還の問い合わせがあるケースも増えてきている。  
「寄せ書きの日丸」の持ち主遺族を探しています。  
オーストラリア在留邦人の近隣住民が保有している日章旗の返還について問い合わせがあり、厚生労働省の調査結果を基

### 日本遺族会への賛助金のお願い

日本遺族会では、戦没者の英霊顕彰や遺族支援、慰霊友好親善事業、遺骨収集帰還等各種事業の活動のために賛助金を募っております。本会の活動の趣旨にご理解を賜り何卒ご賛同いただけますようお願い申し上げます。

●郵便振替  
0013002694929

●みずほ銀行 九段支店  
普通預金 09809030

※口座名は「一般財団法人日本遺族会」にて二重インパクト

### 戦没者遺族の皆さまへ

#### 第11回特別弔慰金の請求手続きについて

令和5年3月31日までにご請求ください。

支給対象となる方  
令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

■戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。  
※請求手続きの簡素化のため「同意書」が廃止されたので、同順位の方が複数いる場合は、話し合いのうえ、代表して請求する方を決めてください。

支給内容 請求窓口  
額面25万円、5年償還の記名国債 お住まいの市区町村の援護担当課  
詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の援護担当課にお問い合わせください。